

兵庫県公報

令和元年 8 月 30 日 金曜日 第 2 号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5 丁目 10 番 1 号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定（総合治水課）	1
○ 水防法の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定の変更（同）	4
○ 同 上（同）	4

告 示

兵庫県告示第353号の2

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域を指定し、その区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法第14条第3項の規定により公表する。

その関係図書は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年 8 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定区域

水系名	河川名	区 間	
		上流端	下流端
円山川水系	奈佐川	豊岡市日高町大字河江字大田68番の2地先の県道河江橋	左岸 豊岡市庄字堂ヶ瀬7番の1地先 右岸 豊岡市宮井字カイナ谷1294番地先
		出石川	豊岡市但東町大字小坂字田仲446番の2地先の県道堂下橋
	稲葉川	ウツル谷川の合流点	円山川への合流点
	八木川	布滝川の合流点	円山川への合流点
	大屋川	明延谷川の合流点	円山川への合流点
	建屋川	左岸 養父市長野字唐川2303番地先 右岸 養父市長野字唐川1092番2地先	大屋川への合流点
夙川水系	夙川	西宮市越木岩地先 北山谷川の合流点	海に至る

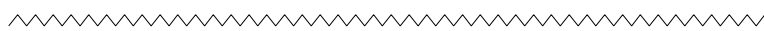
芦屋川水系	芦屋川	左岸 芦屋市奥山1番の7地先 右岸 芦屋市奥山1番地先	海に至る
高橋川水系	高橋川	左岸 神戸市東灘区森北町4丁目 82番4地先 右岸 神戸市東灘区森北町4丁目 78番4地先	海に至る
住吉川水系	住吉川	左岸 神戸市東灘区本山町岡本字 六甲山1314番46地先 右岸 神戸市東灘区住吉台1874番 296地先	海に至る
石屋川水系	石屋川	左岸 神戸市灘区桜ヶ丘町23番2 地先 右岸 神戸市灘区一王山町2番47 地先	海に至る
都賀川水系	都賀川	左岸 神戸市灘区篠原中町4丁目 14番5地先 六甲川の合流点 右岸 神戸市灘区篠原中町6丁目 10番1地先 杣谷川の合流点	海に至る
新湊川水系	新湊川	左岸 神戸市兵庫区荒田町3丁目 138番6地先 天王谷川の合流点 右岸 神戸市兵庫区菊水町1丁目 11番地先 石井川の合流点	海に至る
妙法寺川水系	妙法寺川	左岸 神戸市須磨区車字多井畑 315番地先 右岸 神戸市須磨区車字東山ノ田 319番1地先	海に至る
山田川水系	山田川	神戸市垂水区多聞字三ツ池918番 地先 三ツ池谷川の合流点	海に至る
明石川水系	伊川	左岸 神戸市西区伊川谷町布施畑 字上ノ所846番1地先 右岸 神戸市西区伊川谷町布施畑 字浄善防795番2地先	明石川への合流点
谷八木川水系	谷八木川	左岸 明石市大久保町松蔭新田字 湾田382番地先 右岸 明石市大久保町松蔭字川池 384番地先	海に至る

赤根川水系	赤根川	左岸 明石市大久保町大窪字片淵跡1698番の1地先 右岸 明石市大久保町大窪字大谷2610番地先	海に至る
瀬戸川水系	瀬戸川	左岸 明石市魚住町清水字三本松1451番地先 右岸 明石市魚住町清水字南上田1819番地先	海に至る
喜瀬川水系	喜瀬川	左岸 加古郡稲美町岡字十七丁2855番地先 右岸 加古郡稲美町岡字十七丁2853番の1地先	海に至る
法華山谷川水系	法華山谷川	加古川市志方町畑字参会野747番地先の地藏橋	海に至る
天川水系	天川	姫路市飾東町小原新字千切112の3番地先の県道橋	海に至る
市川水系	市川	朝来市生野町黒川字市野々奥142番1	朝来市と神河町の境界
	越知川	神崎郡神河町新田字火打野286番の2地先 水谷川合流点	市川への合流点
夢前川水系	夢前川	左岸 姫路市夢前町山の内字宮ノ前丁296番地先 右岸 姫路市夢前町山の内字宮ノ前丁293番の1地先	海に至る
	菅生川	姫路市夢前町山の内字石ヶ谷275番の1地先の用水井堰	夢前川への合流点
大津茂川水系	大津茂川	姫路市林田町大堤字古林595番地先の古林橋	海に至る
洲本川水系	洲本川	洲本市納地先	海に至る

2 縦覧場所

河 川 名	縦 覧 場 所	
奈佐川、出石川及び稲葉川	県土整備部土木局総合治水課	但馬県民局豊岡土木事務所
八木川、大屋川及び建屋川	県土整備部土木局総合治水課	但馬県民局養父土木事務所
夙川及び芦屋川	県土整備部土木局総合治水課	阪神南県民センター西宮土木事務所
高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川及び山田川	県土整備部土木局総合治水課	神戸県民センター神戸土木事務所

伊川	県土整備部土木局総合治水課	神戸県民センター神戸土木事務所 (神戸市内に係るもの)
		東播磨県民局加古川土木事務所 (明石市内に係るもの)
谷八木川、赤根川、瀬戸川、 喜瀬川及び法華山谷川	県土整備部土木局総合治水課	東播磨県民局加古川土木事務所
天川	県土整備部土木局総合治水課	東播磨県民局加古川土木事務所 (高砂市内に係るもの)
		中播磨県民センター姫路土木事務所 (姫路市内に係るもの)
市川	県土整備部土木局総合治水課	但馬県民局養父土木事務所
越知川、夢前川及び菅生川	県土整備部土木局総合治水課	中播磨県民センター姫路土木事務所
大津茂川	県土整備部土木局総合治水課	中播磨県民センター姫路土木事務所 (姫路市内に係るもの)
		西播磨県民局龍野土木事務所 (太子町内に係るもの)
洲本川	県土整備部土木局総合治水課	淡路県民局洲本土木事務所



兵庫県告示第353号の3

平成30年兵庫県告示第560号により洪水浸水想定区域を指定した河川のうち、次の表の中欄に掲げる河川について、同表の右欄に掲げる事項を変更したので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項において準用する同条第3項の規定により公表する。

その関係図書は、県土整備部土木局総合治水課及び淡路県民局洲本土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年 8 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

水系名	河川名	変更した事項
三原川水系	三原川	浸水した場合に想定される浸水の継続時間



兵庫県告示第353号の4

令和元年兵庫県告示第100号により洪水浸水想定区域を指定した河川のうち、次の表の中欄に掲げる河川について、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を変更したので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項において準用する同条第3項の規定により公表する。

その関係図書は、県土整備部土木局総合治水課及び丹波県民局丹波土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年 8 月 30 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

水系名	河川名	変更した事項

加古川水系	柏原川	1 指定の区域
	高谷川	2 浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
	葛野川	3 水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深